



平成30年 第4回総会

会 議 録

期日 平成30年4月27日

場所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

第4回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日間 平成30年4月27日（金）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	18	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	19	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
4	20	農地転用事業計画変更申請の承認について
5	21	農地法第3条許可申請について
6	22	農地法第5条許可申請について
7	23	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
4月27日	午前9時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第7号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進員別
会長	1 番	沖 園 強	農業委員
	2 番	原 田 克 子	農業委員
	3 番	俵積田 広 昭	農業委員
	4 番	眞 茅 文 男	農業委員
	5 番	鮫 島 裕 次	農業委員
	6 番	水 野 正 子	農業委員
	7 番	楠 義 嗣	農業委員
	8 番	天 達 範 隆	農業委員
	9 番	中 原 敬 彦	農業委員
会長代理	1 0 番	畑 野 真 人	農業委員
	1 1 番	篠 原 正	農地利用最適化推進員
	1 2 番	俵積田 正 康	農地利用最適化推進員
	1 3 番	有 村 貞 雄	農地利用最適化推進員
	1 4 番	桑 原 和 英	農地利用最適化推進員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 下 山 健 一
主幹兼農地係長 永 江 靖 博
農地係参事補 前 原 光 博

午前9時30分 開会

議長 平成30年第4回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員14名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。9番中原敬彦委員、10番畑野真人委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本委員会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます

よって、本委員会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第18号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

議案書は1ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては、議案書に記載のとおりです。

整理番号35号・36号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者は整理番号35号〇〇〇〇さん、整理番号36号〇〇〇〇さんです。

整理番号37号は〇〇〇〇さんが中間管理機構への貸し出しをしている土地ですが、耕作者変更、利用権の種類の変更があり合意解約ののちで、改めて利用権設定をしようとするものです。

全体の解約面積は、畑が3筆で3,394㎡です。

以上は、農地法第18条第6項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号35号から37号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、報告のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号議案第19号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について説明いたします。議案書は2ページになります。

名簿登録番号南九州市第5号、〇〇〇〇さんは茶準専門型の認定農家で経営面積は830aです。農業労働力は4名です。

〇〇さんは、担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受等候補者名簿に新規登載するものです。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地転用事業計画変更申請の承認についてを議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地転用事業計画変更申請は1件で、当初転用事業者から事業継承者への変更及び事業計画の変更に関する申請です。

整理番号1号。

申請地は4ページに掲載してあります。

6-22-5・6-22-6・6-22-7の5条転用許可と同時申請になります。

整理番号1号の申請地は立神北町〇〇番・〇〇番・〇〇番です。

申請地は、当初許可後、所有権移転はされましたが、境界にブロック積みを施したのみで工事未着手であります。

事業計画の変更理由は、平成8年9月27日付け受けた許可では、当初計画者が住宅不足であった当時、不動産収入を得るため、家屋5棟をつくるつもりで貸家として転用許可を受けていましたが、市内の人口減も進む情勢の中、貸家を建築しても入居者は見込めないと判断したため、事業承継者が、叔父の所有である申請地を取得し、一般住宅・貸倉庫への建築に事業計画の見直しをおこなうものであります。

申請地は容易に農地に復元することができますが、旧所有者は死亡しており、許可の取消し処分をおこなっても、農地として有効に利用することはないと思われます。

また、隣接農地境界にはブロック積みを施してあり、周囲の営農条件への支障

はないものと思われます。

なお、当初許可時の面積と分筆後の合計面積が異なっていますが、分筆前の面積に誤りが判明したため、登記面積を修正したとのことであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いします。

天達委員をお願いします。

8 番（天達委員） 4 月 18 日に水野委員、桑原推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

事業計画の転用につきましては、事務局の説明にありましてとおり、貸家の当初計画から一般住宅・貸倉庫に変更し、当初転用事業者から事業継承者へ変更する申請であります。

資金調達計画も適正であり、事業計画の実現は確実と思われます。

変更後の転用計画は、当初の貸家と同規模であり、周辺の農業等に及ぼす影響は変更前と同程度と思われるので問題のない申請ではないかと思われます。

以上で終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 4 号農地転用事業計画変更申請の承認については、申請のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号は、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第 5 号農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。

それでは、まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第 3 条の許可申請は 2 件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号 6 号。

整理番号 6 号の申請地は、桜山東町〇〇番、田、487 m²・〇〇番、田、344 m²・〇〇番、畑、733 m²・合計 1,564 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、自営業兼農業、65 歳、桜山東町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、64 歳、桜山東町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということでもあります。

整理番号 6 号については調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 6 号の申請地については 7・8 ページに掲載してあります。

申請地、〇〇・〇〇番は、連なっており、桜山東町・東木材から南西〇〇mの集落内にあり、〇〇番は、基盤整備された山口特農地区桑木迫団地内にあり、桜山東町・山崎商店から東側〇〇mに位置してあります。

整理番号6号においては、いずれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

続きまして、整理番号7号。

整理番号7号の申請地は、瀬戸町〇〇番、畑、2,417 m²・〇〇番、畑、608 m²・豊留町〇〇番、畑、1,220 m²・合計4,245 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、農業、82歳、別府西町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、市臨時職員兼農業、47歳、別府西町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈です。

譲渡人は譲受人の父にあたります。

整理番号7号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号7号の申請地については10・11ページに掲載してあります。

申請地は、〇〇、〇〇は板敷集落東側の板敷畑かん地区内にあり、瀬戸茶生産組合茶工場から北側約〇〇m、〇〇は瀬戸茶生産組合茶工場から南東側約〇〇mに位置しています。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、説明を終わります。

議長 次に、地区担当委員から、調査結果の報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号6号について、鮫島委員をお願いします。

5番（鮫島委員）整理番号6号について報告いたします。

4月16日、譲受人の立会いのもと、現地確認を行いました。

譲受人は、山口集落に居住する茶及び甘しょを栽培する畑作農業者です。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地〇〇・〇〇周辺は、東側が宅地及び耕作放棄された田んぼです。

西側は甘しょ畑及び宅地、南側は道路、北側は田んぼです。

現在は準備中の甘しょ畑となっております。

申請地〇〇番周辺は、東側は道路、西側は甘しょ畑、南側は茶畑、北側は甘しょ畑です。

現在耕作放棄地となっておりますが、甘しょを作付けする予定です。

取得後は、周辺農地と一体となった営農を行う計画であり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われまます。

以上報告を終わります。

議長 次に、整理番号7号について、俵積田正康委員をお願いします。

12番（俵積田正康委員）整理番号7号は、事務局の説明どおり関連がありますので、一括して報告します。

4月5日、譲渡人立会いのもと、現地確認を行いました。

譲渡人と譲受人は親子関係です。

譲受人は、俵積田集落に居住するマメ類を栽培する畑作農業で、親子3人で農業に従事しております。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地〇〇番・〇〇番は隣接しており、周辺は東側は市道、西側は市道、南側は畑、北側は畑です。

現在、野菜茶業試験場の茶の研究所となっております。

申請地〇〇は、周辺は東側市道、西側は畑、南側は畑、北側は畑です。

現在、第三者に冬作深ネギ栽培にて貸し出してありますが、本年度ソラマメを栽培する計画です。

周辺農地も同様の営農であり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。
私のほうから1点よろしいでしょうか。

事務局 はい

議長 11 ページの〇〇番地の、この進入路みたいところは、これは市道敷地でしょうか。

進入路の所有は誰はですか。

事務局 市道に含まれております。

議長 他にありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第3条許可申請の整理番号6号及び7号は、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は6件で、所有権の移転に関する申請が6件です。

整理番号4号。

整理番号4号の申請地は枕崎市塩屋南町〇〇番、畑、455㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、介護職員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、持家がなく、妻の実家に同居させてもらっているので、申請地に居宅を新築して移転したい。」とのことです。

申請地は14ページに掲載してあります。

火之神保育園から南側約〇〇mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種低層住居専用地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は388㎡で問題ないものと思われます。

一般住宅転用にあたり、現況のまま、整地のみで、農地境界には、ブロック積を施します。

また、北側の農地所有者からも住宅建築の承諾を得ているところです。

建物は高さ5.5mの戸建て住宅であり、周囲農地から1m以上控えて建築します。

続きまして、整理番号5号・6号・7号。

申請人が同一であり、申請地が連続していることから、関連がありますので、一括して、ご説明申し上げます。

整理番号5号の申請地は立神北町〇〇番、畑、92㎡です。

整理番号6号の申請地は立神北町〇〇番、畑、499㎡です。

整理番号7号の申請地は立神北町〇〇番、畑、438㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社役員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、会社役員です。

一筆であった土地を3筆に分筆し、転用目的ごとに利用するものであります。

整理番号5号の転用目的は駐車場です。

申請事由は、「隣接地に住宅を建築するため、自家用及び来客用の駐車場として利用したいため。」とのことです。

計画内容は普通自動車4台分駐車場です。

整理番号6号の転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家住まいのため、申請地に自宅を新築したいため。」とのことです。

整理番号7号の転用目的は貸倉庫です。

申請事由は、「譲受人が役員をしている鯉節製造会社の倉庫が手狭になったので、保管用倉庫を建築して、会社に貸し与えたい。」とのことです。

整理番号5・6・7号の申請地は、4ページに掲載してあります。

枕崎南海自動車学校から北側〇〇mに位置しています。

農地の区分は第一種低層住居専用地域の指定がされており、都市計画用途指定地域内農地であり第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は92㎡・499㎡・438㎡とそれぞれ問題のないものと思われます。

整理番号5号の駐車場への転用にあたり、北側道路と同じ高さにするため、50 cmの切土を行います。境界には、擁壁及び0.6 mのブロック積を施します。

整理番号6号の一般住宅転用にあたり、造成は現状のままで整地のみです。

建物は高さ6.6 mの平屋であり、農地境界より1.0 m以上程度控えて建築します。

整理番号7号の貸倉庫転用にあたり、造成は、現状のままで、整地のみです。

建物は高さ5.7 mの平屋であり、農地境界より1.0 m以上控えて建築します。

東側及び南側の農地境界には、ブロック積みを施してありますが、更にブロック積みを施します。

続きまして、整理番号8号。

整理番号8号の申請地は板敷西町〇〇番、畑、25 m²です。

譲受人は〇〇〇〇代表者〇〇〇〇さん、宗教法人です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は駐車場・スロープです。

申請事由は、「申請地を駐車場及び隣接地からのスロープ敷地として利用するため。」とのことです。

申請地は19ページに掲載してあります。

富士福祉会・ふじ美の里敷地より南側約〇〇mに位置します。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない0.2 haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は駐車場・スロープ敷地で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は、北側に隣接する宗教法人の所有地と一体的に、法人の敷地及び駐車場として利用するものです。

申請地の北側は一体利用地、東側及び南側は道、西側は原野です。

駐車場及びスロープ敷地の転用にあたり、スロープ部分は既にコンクリート製の施設が設置されており、駐車場部分は、現況のまま、整地のみで、周囲境界にはブロック積みを設けます。

なお、本件申請地のスロープ部分については、申請人が平成元年に、法人の施設建設の際、境界をはみだして整備していたもので、追認により許可を得ようするものです。

なお、申請人より「農地法を知らずに、スロープ部分を整備していたことを深く反省するとともに、このような事がないよう深くお詫びします。」との始末書が添付されております。

周囲の土地にこれまでも、被害を及ぼしたこともありません。

続きまして、整理番号9号。

整理番号9号の申請地は別府西町〇〇番、畑、582 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん、介護士です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 農業です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は, 「現在, 貸家に住んでおり, 申請地を購入して自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は, 21・22 ページに掲載してあります。

南さつま農協・Aコープ別府店より西側約〇〇mに位置します。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため, 第1種農地と判断されますが, 申請地周辺には住宅が点在しており, 申請地の55m以内に既存住宅が4戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが, 適地が見つからずやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており, 致し方のない申請ではないかと思われま。

転用目的は, 一般住宅で, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は582㎡ですが, 基準面積の500㎡を超えておりますが, 北側は2mほど高くなっており, 境界から1.5m以上控えて建築することから, その部分は一般住宅として利用できないため, 有効面積は486.6㎡であり, 問題ないものと思われま。

一般住宅への転用にあたり, 造成は現状のままで整地のみですが, 北側は張芝により法面保護を施し, その他周囲は既存の擁壁が施してあります。

建物は高さは4.5mの平屋であり, 農地境界より4.0m以上控えて建築します。

整理番号4号から9号につきましては, すべて, 被害防除計画, 資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に, 調査員から, 現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず, 整理番号4号及び8号の2件について, 水野委員お願いします

6番(水野委員) 4月18日に, 天達委員, 桑原推進委員, 俵積田推進委員, 事務局の前原さんと現地確認を行いました。

まず, 整理番号4号について報告いたします。

立会人は, 申請者〇〇〇〇さんです。

4号の申請地は, 説明にありましたとおり, 塩屋南町に位置する農地です。

転用目的は一般住宅です。

申請地の北側はソラマメ畑, 及び東は甘しょ畑, 西側は市道, 南は駐車場です。

境界にはブロック積みを施してあり, 周辺へ土砂雨水が流出するのを防止するとのことです。

また, 北側のソラマメ畑の境界については, 申請地からの土砂流出の恐れがあるため, ブロック積み増しを指導したところです。

建物は農地境界より控えて建てるので, 日照通風等支障を及ぼす恐れはないものと思われま。

雨水については, 西側側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水も西側市道に埋設されている下水道へ排水する予定です。

適切な防除計画書及び事業計画も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

続きまして、整理番号8号について報告いたします。

立会人は、法人関係者の〇〇さんです。

8号の申請地は、説明にありましたとおり、板敷西町に位置する小集団の孤立した農地です。

申請地の北側は法人施設の一体利用地、南側及び東側は道、西は原野で隣接する農地はありません。

西側境界には既存のブロックで囲まれておりましたが、さらにブロック積みを施すなどして、周辺へ土砂雨水が流出するのを防止するとのことです。

境界より控えて建築し、日照通風など支障はないかと思われま

す。適切な防除計画書も添付されており、周辺の農地に及ぼす影響もなく、これまでも被害を及ぼしたことがないため、無断転用ではありますが、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上、報告を終わります。

議長 次に、整理番号5号から7号まで及び9号の4件について、天達委員お願いします。

8番(天達委員)整理番号5号から7号は、事務局の説明のとおり関連がありますので、一括して報告いたします。

立会人は、申請者の〇〇〇〇さんです。

申請地は説明にありました4ページにありますとおり、立神北町に位置する農地です。

転用目的は、整理番号5号が駐車場、6号が一般住宅、7号は貸倉庫です。

申請地の北側は道、東側及び南側は農地、西側は宅地となっております。

整理番号5号の北側は道、東側及び南側は整理番号6号の申請地、西側は宅地となっております。

駐車場への転用にあたりまして、北側道路と同じ高さにするため切土を行いますが、境界には擁壁及びブロックを施し、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画ということです。

次に整理番号6号は、北側の整理番号5号と東側及び南側は整理番号7号に挟まれてお

りまして、西側は宅地となっております。建物は高さ6.6mの平屋であり、農地境界より1m以上控えて建築をするということで、日照通風等支障を及ぼす恐れは無いものと思われま

す。生活排水も北側市道に埋設されている下水道管へ排水する計画とのことです。

次に、整理番号7号につきましては、東側及び西側は畑、北側は整理番号6号の申請地、南側は畑及び宅地となっております。

建物は、高さ5.7mの平屋であり、農地境界より1.3m程度控えて建築するというこ

雨水につきましては、全て北側の側溝へ放流する計画とのことです。

東側及び南側農地境界には既存のブロック積みが囲まれておりましたが、さらにブロック積みを施すということで、周辺への土砂雨水が流出するのを防止するとのことであります。

そのほか、被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

次に、整理番号9号について報告いたします。

立会人は、申請者の〇〇〇〇さんです。

9号の申請地は資料2ページにありますとおり、別府西町に位置する集団的な農地です。

申請地の西側は道を隔てて畑かん地区であり、北側は2m程高くなった畑かん地区内の畑、東側及び南側は宅地となっております。

東側は2m程高く、南側は2m程低くなっております。

一般住宅への転用にあたり、北側は貼り芝により法面保護を施し、その他周囲は既存の擁壁が施してあり、周辺土地への土砂雨水の流出を防止するとのことです。

なお、西側及び南側の隣接地より深くなっている部分につきましては、ブロックの積み増しなど申請地からの土砂の流出対策を行うよう指導したところです。

建物は高さ5.7mの平屋であり、農地境界より3m以上控えて建築するとのことで、日照通風等支障を及ぼす恐れはないものと思われます。

雨水につきましては、溜め枡により西側側溝へ放流するとの計画です。

生活排水は、合併浄化槽で処理後、西側の側溝へ排水する予定です。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

7番(楠委員) 整理番号5号から7号の地図が添付がないようですが。

事務局 4ページにあります。

7番(楠委員) 失礼しました。

議長 他にありませんか。

3番(俵積田広昭委員) 確認のために、この整理番号9号について、これは一般の農地かな。畑かん地区内ではありませんか。

事務局 南薩土地改良区とも確認をした中では、北側の〇〇番までは畑かんの受益地区ではありますけども、〇〇番からはですね、畑かん地区ではないという確認をとっております。

以上です。

3番(俵積田広昭委員) わかりました。

議長 他にはありませんか。

4番(眞茅委員) 整理番号9号ですが、資料では、この建物の高さが4.5mになって

おりますが、天達委員のほうで5.7mと報告されましたが、どちらが正しいのでしょうか。

事務局 建物は4.5mで申請されております。

天達委員との打ちあわせが、不十分でありました。

4番（眞茅委員）わかりました。

議長 他にはありませんか。

資料13ページに、合併浄化槽とありますが、整理番号5号の下水道区域はどこまででしょうか。

事務局 都市計画用途地域になりますが、下水道区域につきましては、資料の14ページの火之神保育園南側に隣接する道路から北側区域は、下水道本管は来ているということでありまして。ここから南側は下水道本管が敷設されておらず、浄化槽を設置するというございました。

議長 はいわかりました。

他にありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農地法第5条許可申請の整理番号4号から9号までの6件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第7号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明を求めます。

事務局 日程第7号議案第23号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

議案書は23ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号49号から63-3号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外14名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外23名で設定面積は畑が48筆で38,384㎡、樹園地が59筆88,155㎡です。

次に所有権移転です。議案書は25ページになります。

整理番号13号、14号は中央町に所在する有限会社〇〇〇〇が、経営規模拡大に伴う売買により所有権移転行おうとするものです。

13号の譲渡人は立神北町にお住いの〇〇〇〇さんで移転面積は499㎡、価格は畝あたり〇〇円です。

整理番号14号、譲渡人は立神北町にお住いの〇〇〇〇さんで移転面積は353㎡、価格は畝あたり〇〇円です。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号49号から63-3号まで、及び所有権移転の整理番号13号及び14号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第23号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本委員会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前10時10分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 沖園 強

会議録署名委員 中原 敬彦

会議録署名委員 畑野 真人